

三池港分室電話設備主装置設定

仕様書

令和8年9月

国土交通省九州地方整備局

博多港湾・空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、INS64回線から光回線への変更に伴い、既存の電話設備主装置（型番RM10S-GSM（富士通））の設定変更を行うものである。

2. 履行場所

博多港湾・空港整備事務所 三池港分室

〒836-0034 大牟田市小浜町1-2-1 鉾山ビル3F

3. 履行期間

契約締結日から令和9年2月1日までとする。

なお、作業は土曜日を予定している（実作業1日を想定）。

4. 業務内容

電話設備主装置の設定

- ・光回線移行後、現在の設定（外線番号、ダイヤルイン番号等）どおり使用可能とすること。

5. 業務仕様

5-1 本業務の履行に関しては、諸規則に従い火災、盗難、その他事故防止に留意すること。

5-2 本業務の履行にあたっては、既設構造物に損傷・汚損等を与えないように十分留意するとともに、万が一損傷・汚損を与えた場合は受注者の負担を持って原形に復旧するものとする。

5-3 本業務の履行にあたっては、作業工程等を十分に打合せするものとする。また本業務と同時に別工事・別業務を実施しているため、当該別工事・別業務の受注者と工程調整を十分行うものとする。

5-4 本仕様書に明記なくとも、関係法令上または機器の性能上当然必要となるものについては、原則として請負金額の範囲内で履行する。ただし、軽微なものに限るものとする。

5-5 作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、作業実施後に不可視となる部分も含め、本仕様書に沿った作業工程が全て把握できるよう取りまとめ、発注者に提出するものとする。

6. 検査

本仕様書のとおり履行されたことの確認をもって検査とする。

7. 支払

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 15 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

8. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

8-1 九州地方整備局（港湾空港関係に限る。）が発注する業務において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

8-2 8-1 により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

8-3 8-1 及び 8-2 の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

8-4 発注業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

9. その他

9-1 実施日の詳細については、契約締結後、当局職員と別途協議するものとする。

9-2 実施にあたっては、当局職員の立会のもと行うものとする。

9-3 本業務において疑義が生じた場合は、当局職員と別途協議するものとする。

9-4 仕様内容の全て、又は主たる部分を第三者に委任、若しくは請け負わせてはならない。